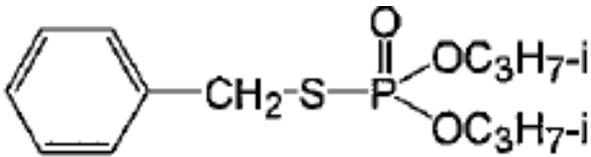


水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料

イプロベンホス（IBP）

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名	S-ベンジルO, O-ジイソプロピルホスホロチオアート				
分子式	C ₁₃ H ₂₁ O ₃ PS	分子量	288.34	CAS NO.	26087-47-8
構造式					

2. 開発の経緯等

イプロベンホス（IBP）は、有機リン系の殺菌剤であり、リン脂質生合成阻害作用により殺菌効果を示す。本邦の初回登録は、1967年である。

製剤は、粉剤及び粒剤が、適用作物は稲がある。

原体の国内生産量は、629.0 t（18年度*）、295.0 t（19年度）、250.0 t（20年度）であった。

*年度は農薬年度（前年10月～当該年9月）、出典：農薬要覧・2009（（社）日本植物防疫協会）

3. 各種物性等

外観・臭気	無色透明液体、腐卵臭	土壌吸着係数	$K_{F^{ads}OC} = 250 - 580$ (25 °C)
密度	1.10 g/cm ³ (20 °C)	オクタノール ／水分配係数	$\log P_{ow} = 3.37$ (20 °C、pH7.1)
融点	常温で液体のため試験省略		
沸点	187.6 °C (1,862 Pa) 210 °C付近で熱分解(大気圧)	生物濃縮性	BCF _{ss} = 14 (試験濃度：0.944 µg/L)
蒸気圧	1.22×10^{-2} Pa (25 °C)	水溶解度	5.4×10^5 µg/L (20 °C)

II. 安全性評価

許容一日摂取量 (ADI)	0.035 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、平成 21 年 4 月 23 日付けで、イプロベンホスの ADI を 0.035 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験における無毒性量3.54 mg/kg体重/日を安全係数100で除して設定された。</p>	

III. 水質汚濁予測濃度 (水濁 PEC)

水田使用農薬として、水濁 PEC が最も高くなる使用方法について算出する。

(1) 水田使用時の水濁 PEC

水濁 PEC が最も高くなる以下の使用方法の場合について、以下のパラメーターを用いて算出する。

使用方法		各パラメーターの値	
剤 型	①17 %粒剤 ②3 %粉剤	I : 単回の農薬使用量 (有効成分 g/ha)	①8,500 ②1,200
使用場面	水田	N_{app} : 総使用回数 (回)	3
適用作物	水稻	A_p : 農薬使用面積 (ha)	50
農薬使用量	①5 kg/10a ②4 kg/10a	fp : 施用法による農薬流出係数 (-)	1
総使用回数	①2 回 ②1 回	止水期間	①7 日 ②なし
地上防除/航空防除	地 上	K_{radsoc} : 土壌吸着係数	343.75
施 用 法	湛水散布	ドリフト量	粉剤のみ 算出
水質汚濁性試験成績 (mg/L)			
経過日数		粒剤	粉剤
0 日		5.3	1.36
1 日		6.1	0.853
2 日		6.1	— ¹⁾
3 日		3.5	0.242
4 日		2.6	— ¹⁾

5日	1.1	— ¹⁾
6日	0.46	— ¹⁾
7日	0.10	0.0594
14日	0.033	0.0056

¹⁾ —：測定非実施

(2) 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC _{Tier2} (mg/L)
水田使用時	0.00354…
非水田使用時	適用なし
合計 ¹⁾	0.00354 … ÷ <u>0.0035 (mg/L)</u>

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

IV. 総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

公共用水域の水中における予測濃度 に対する基準値	0.093 mg/L
以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾	
$0.035 \text{ (mg/kg 体重/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 \text{ / } 2 \text{ (L/人/日)} = 0.0933\dots \text{ (mg/L)}$	
ADI	平均体重 10%配分 飲料水摂取量

¹⁾ 登録保留基準値は有効数字 2 桁（ADI の有効数字桁数）とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾	0.08 mg/L
水質要監視項目 ²⁾	0.008 mg/L
水質管理目標設定項目 ³⁾	0.008 mg/L
ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾	なし
WHO飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	なし

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

- 3) 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。
- 4) 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」(平成2年5月24日付け環水土77号環境庁水質保全局長通知)において設定された指針値。
- 5) Guidelines for Drinking-water Quality (First addendum to 3rd edition)

2. リスク評価

水濁 $PEC_{Tier2} = 0.0035$ (mg/L)であり、登録保留基準値 0.093 (mg/L)を下回っている。

3. 農薬理論最大摂取量と対 ADI 比

農薬理論最大摂取量 (mg/人/日) ¹⁾		備考				
食品経由 ²⁾	小計 0.0653 mg					
水質経由	飲料水 0.186 mg	$0.093 \text{ mg/L} \times 2 \text{ L/人/日}$ (基準値案) (飲料水摂取量)				
農薬理論最大摂取量 0.2513 mg						
ADI (mg/人/日) ³⁾ 1.8655 mg						
対 ADI 13.5 %						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">(うち食品経由)</td> <td style="border: 1px dashed black;">3.5 %</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">(うち水質経由)</td> <td style="border: 1px dashed black;">10.0 %</td> </tr> </table>		(うち食品経由)	3.5 %	(うち水質経由)	10.0 %	
(うち食品経由)	3.5 %					
(うち水質経由)	10.0 %					

1) 表中の数値の一部は、計算過程において算出された値を機械的に記載したものであり、必ずしも有効数字桁数に対応した数値ではない。

2) 食品規格については、平成22年3月3日開催の薬事・食品衛生審議会における各食品群毎の基準値案を基に算出した理論最大摂取量を示す。

3) 平均体重 53.3 kg で計算